

令和5年第12回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月6日(水) 午後1時30分～午後3時
2. 開催場所 浜玉公民館 大会議室
3. 出席農業委員
1番 山崎正廣 2番 中山政俊 3番 平田菊典
4番 井手創一 5番 大場將夫 6番 山口正則
7番 白津知範 8番 石川利恵 9番 曲淵俊之
10番 古賀由紹 11番 宮崎太享 12番 山添 明
13番 袈裟丸一彦 14番 河上和則 15番 宮崎隆広
16番 能隅良子 17番 吉田 哲 18番 堤 正廣
19番 阿部 太
4. 欠席農業委員
なし
5. 出席農地利用最適化推進委員
1番 大場壽照 2番 谷口紀一郎 3番 水竹 力
4番 岩田辰夫 5番 毛利一仁 6番 岩永好彦
7番 坂本 進 8番 山中壽恵喜 9番 稲毛勢樹
10番 本田恭教 11番 小林弘幸 12番 脇山喜州
13番 家原定生 14番 小松吉和 15番 富田正喜
16番 黒木 浩 17番 川原 豊 18番 坂本一喜
19番 岩崎保暁 20番 岡本正幸 21番 徳田義隆
22番 中山孝晴 24番 末武久門 27番 市丸弘尚
28番 日高佐幸 30番 向 法男 31番 伊藤富幸
32番 原田昌典 33番 富岡 剛 34番 山口節男
6. 欠席農地利用最適化推進委員
23番 宮口広俊 25番 古舘正一 26番 山下宗之
29番 平川和人

7. 議事日程

- ・議事録署名委員の指名
- ・議案第58号
農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第59号
農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第60号
農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第61号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
- ・議案第62号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

8. 農業委員会事務局職員

| | |
|---------|--------|
| 事務局長 | 平田 俊夫 |
| 農地係長 | 中田 賢治 |
| 農地係主査 | 橋本 賢明 |
| 農地係副主査 | 槻木 昇平 |
| 振興係長 | 樋田 敏史 |
| 振興係職員 | 山下 綾菜 |
| 浜玉分室職員 | 前田 美穂 |
| 相知分室係長 | 富田 浩之 |
| 相知分室職員 | 井上 泰貴 |
| 北波多分室職員 | 吉田 幸司 |
| 肥前分室係長 | 西島 洋 |
| 鎮西分室職員 | 佐々木 貴浩 |
| 呼子分室職員 | 伊藤 詩織 |
| 七山分室職員 | 溝上 俊明 |

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会、大場委員がまだお見えでないみたいですが、欠席届は出ていません。現在の出席者は18名で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和5年第12回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号16番能隅良子委員、議席番号17番吉田哲委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは、本日の付議事項を朗読いたします。議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第60号農地法第3条の規定による許可申請について17件、議案第61号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について23件、議案第62号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について28件、計76件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転

用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思えます。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第58号から第62号までの議案76件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は368平方メートルです。現況は樹園地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金および借入金で、金融機関の預金通帳の写しおよび融資予定証明書が提出されています。転用については、令和6年3月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発

掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土と土留めを行い、整地し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する排水設備を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、転用履行に際し、被害防止の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山喜州委員
(農地利用最適化推進委員)

浜玉4区の脇山です。今月12月4日東部地区現地調査会におきまして、提出された案件について調査を行いました。各調査会の皆さんからいろいろと質問のほうも出ましたが、これといった要件とございますか、質疑等はあまりありませんでした。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は645平方メートルのうち186.4平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大15センチメートルの盛土を行い、整地し、南東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで砕石敷きのため、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

本田恭教委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。東部調査会の本田です。12月4日に東部調査会を開催しまして、現地視察をして、全員異議なしということです。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。この案件につきましては、議席番号4番の井手創一農業委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって井手委員の退席を求めます。

【井手委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑2筆、面積は合計で1,788.9平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は資材置場、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

本田恭教委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。12月4日に東部調査会の調査をしましたところ、全員異議なしということで報告します。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで井手委員の入室を許可します。

【井手委員入室】

井手委員にお知らせします。整理番号3番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせをいたします。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で318平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書

が提出されています。転用については、令和6年2月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大17センチメートルの盛土、38センチメートルの切土を行い、整地し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側水路へ放流、汚水も新設排水設備および合併処理浄化槽を介して東側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

岩田辰夫委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津4区の岩田です。今月の3日に中部調査会で現地を確認してもらいました。別に異議はないということでありましたので、審議のほうよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、1,025平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに令和4年11月から従業員駐車場用地として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側の堤道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

水竹力委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。中部調査会唐津3区の水竹です。12月3日に中部地区の農業委員、農地利用最適化推進委員で現地調査を行いましたけれども、先ほど説明がありましたように、これにつきましては始末書の提出もあっておるといふようなことで、現状としては問題ないだろうというふうなことでございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は449平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東、南側は既存コンクリートブロックを利用し、中央の区切りについては新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内に新設する道路に集水枥および側溝を設置、そこを介して北側水路へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

水竹力委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。中部地区の水竹です。6番につきましても3日の日に現地調査を行いましたけれども、周辺がもうすべて宅地というような中でございますので、現地の確認時点では問題ないだろうというふうなことで結論を出しておりますので、ご審議のほうをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑3筆、面積は合計で2,819平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、資材、建設機械置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載

のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに平成21年頃から真砂土採取および残土置場に利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、土地改良区施設（水路）占用申請、土地の形質変更申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大2.09メートルの盛土、7.76メートルの切土を行い、整地し、土砂流出防止策を講じ、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内に新設する排水設備を介して北側水路へ放流させる計画です。なお、重機等を置くため、油水分離槽の設置を計画されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

坂本進委員
(農地利用最適化推進委員)

中部調査会の坂本です。ご報告のとおり現状は変わっていましたが、12月3日に中部調査会のメンバーとの意見の結果、問題はなかろうということでありました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、1,772平方メートルです。現況は、宅地、牛舎になっております。目的は、牛舎です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の22ページから24ページをご覧ください。

い。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに令和3年12月に牛舎を新築および増築されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで南西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および南西側の道路側溝へ流し、ふん尿はおがくず吸着により近隣の堆肥舎にて堆肥化して圃場に散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 12番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。12月4日に現地を西部調査会で確認しました。何ら問題なからうということでありましたので、皆様方の審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集5ページ、議案第60号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集8ページ、整理番号17番までの17件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。それでは説明します。議案書の5ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計17件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから9ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩を取りたいと思います。14時25分に再開いたします。

~~~~~○~~~~~

14時15分 休憩

14時25分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは再開の時間になりましたので、ただいまから会議を再開いたします。議案集9ページ、議案第61号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。それでは所有権分の議案について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、同条第4項の規定により市長に対し要請をするものです。譲渡人と譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりでございます。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事していることというものでございます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集10ページ、議案第61号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集14ページの整理番号22番までの22件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。利用権分の議案について説明をいたします。貸付人と借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が17件、使用貸借権の設定が5件です。面積は合計で67,951平方メートルです。計画要請の内容は、

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集15ページ、議案第62号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)、整理番号1番から整理番号3番までの3件を議題とします。この案件につきましては、北波多2区岡本正幸農地利利用最適化推進委員さんが関与するため、議事参与制限に該当します。よって岡本委員の退席を求めます。

【岡本委員退席】

それでは整理番号1番から3番につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

整理番号1番から3番までの3件について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長から依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行います、この集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の整っている案件については、農用地配分計画によらず受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、3件とも賃借権の設定です。面積は合計で23,028平方メートルでございます。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで岡本委員の入室を許可します。

【岡本委員入室】

岡本委員にお知らせします。整理番号1番から3番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。次に議案集16ページ、整理番号4番から議案集24ページ、整理番号28番までの25件につきましては一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

整理番号4番から28番までの25件について説明をいたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が21件、使用貸借権の設定が4件です。面積は合計で80,002平方メートルでございます。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(曲淵委員「はい。」) はい。曲淵委員どうぞ。

曲淵俊之委員

整理番号27番ですが、利用権の種類、賃貸借とありますが、賃借の料金は無償と書いてあります。いずれかが間違いですか。質問いたします。

振興係長

大変申し訳ございません。訂正のお願いをいたします。整理番号27番の案件につきまして、利用権の種類を賃借権としておりましたが、借賃が無償のため正しくは使用貸借権でございます。議案書の訂正をお願いいたします。改めまして、整理番号4番から28番の25件について、権利の種類は、賃借権の設定が20件、使用貸借権の設定が5件です。失礼いたしました。

議長

曲淵委員さん、ご理解いただけたでしょうか。(曲淵委員「はい。)」はい。そういうことで訂正をさせていただきます。ほかに皆さんのほうからご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第58号7件、議案第59号1件、議案第60号17件、議案第61号23件、議案第62号28件、合計5議案76件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆様方には長時間の熱心なるご審議をいただきましてありがとうございました。